

令和7年11月12日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月12日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（12 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	ぬか 額 田	1両×60日	岐阜	くぐの 久々野	1両×51日 1両×50日
愛知	たか 高 浜	2両×30日	岐阜	あけ 明 智	1両×60日
福井	おお 大 飯	1両×60日	三重	おお 大 台	1両×60日
福井	たか 高 浜	1両×45日 2両×44日	静岡	まい 舞 阪	1両×68日 1両×67日
岐阜	かみ 神 岡	1両×60日	静岡	た 田 子	1両×60日
岐阜	こく 国 府	1両×60日	静岡	ふ 富士北	1両×60日

3. 処 分 日

令和7年11月12日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038